

Q&A

中国ビジネス Q&A

中国の国家安全に関する法律の概要

Q 米国の中国に対する制裁や安全保障規制がサプライチェーンなど日本企業のビジネスにも大きく影響するようになっていますが、中国にはビジネスに影響するような国家の安全保障関連の法律はあるのでしょうか。

A 中国の中央政府が2020年6月に制定した香港国家安全維持法が大きな注目を集めていますが、これに限らず、中国国内にも、「国家安全法」を中心とする国家安全（安全保障）に関する多くの法律が存在し、日本企業の中国ビジネスにおいて要注意なものも少なくありません。

1 中国の国家安全観の特徴

中国における国家安全ないし安全保障の基本方向を端的に表すものとして、習近平総書記が2014年に提唱した「総体的国家安全観」（总体国家安全观）があります。ここでは、「中国の特色ある国家安全の道」として、「人民」の安全とともに、「政治」と「経済」の安全が特に強調されています。さらに、具体的な安全の対象として、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核が挙げられています。また、新型コロナウイルス問題を踏まえて、20年4月の習総書記の談話では、「生物安全」（バイオセキュリティ）も国家安全の必要な要素と明確に位置付けられました。

国家安全保障において、基幹産業や技術、情報セキュリティ、天然資源等の経済的側面を重視する「経済安全保障」は、近時、米国をはじめ日本を含む多くの国で強調されるようになってきました。中国では、こうした経済安全保障はもちろん、文化、社会なども幅広く国家安全の対象として明確に位置付けられています。

また、例えば香港国家安全維持法等でも示されているように、台湾・香港に対する中国の「主権」に関わる問題は非常に重視されており、また外国・域外の勢力と国内との連携に対する強い警戒感も規定に反映されています。さらには、国外との関係だけでなく、国家安全を「国内問題」としても位置付けている点も中国の特徴の一つと言えます。

2 国家安全法

こうした「総体的国家安全観」を具体化した、国家安全に関する基本法が、「国家安全法」（15年）です。

国家安全法では、国家安全に関する業務は中国共産党が指導、集中統一し、具体的な意思決定等は党中央国家安全指導機構（中央国家安全委員会）が行う

ものとされています。

また、同法では、総体的国家安全観における安全の対象をより具体化し、金融、食糧、ネットワークが国家安全の重要な要素であることが示されています。さらに民族、宗教、さらには宇宙空間や海底・極地などにも言及しています。

その上で、投資・基幹技術・ネットワーク技術製品等に対する国家安全審査制度、諜報情報制度などの国家安全のための制度の枠組みなどが定められています。公民（国民）や組織に対する国家安全に関する遵守や報告、証拠提供、支援協力等の義務などについて規定されている点も特徴的と言えます。

3 その他の主な国家安全関連の法令

国家安全法のもと、様々な角度から国家安全に関する事項について定めた法令があります。

(1) 国家情報等関連

秘密保護に関する国家秘密保護法（1988年）や反スパイ法（14年）、インテリジェンスに関する国家情報法（18年）などがあります。

国家情報法では、国家の情報収集活動に対する公民や組織の協力義務なども定められています。また日本企業が中国で情報収集する際は、国家秘密保護法や反スパイ法違反の疑いがもたれないための注意が必要です。

(2) 治安維持、台湾・香港等関連

反テロリズム法（16年）や治安管理条例（06年）などがあります。また、たとえば国外NGOの国内活動について規制する国外NGO国内活動管理法（17年）などもあります。台湾に関しては反国家分裂法（05年）、香港については、前述の香港国家安全維持法（20年）などがあります。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本茂彦

(3) ネットワーク・情報関連

国家としての安全保障のためのサイバー空間の管理等について定めたサイバーセキュリティ法（ネットワーク安全法。17年）、ネットワーク関連製品の規格・審査等を定めるネットワーク安全弁法（20年）や、商用の暗号の規制等とともに、国家秘密に関わる「核心暗号」についても定める暗号法（20年）などがあります。

例えば、ネットワーク安全弁法については、ネットワーク基幹製品等に関する国家規格ないし業界規格、あるいは認証・審査等の実務運用によっては日本などの外国製品が不当に排除されないかなどの懸念があります。

(4) 外商投資関連

外資による投資（外商投資）との関連では、国家安全の観点からの外資の参入等の審査を定めた外国投資者国内企業買収安全審査制度の確立に関する通知（11年）、自由貿易試験区外商投資国家安全審査施行弁法（15年）などがあります。また、外商投資の基本法である外商投資法（19年）等にも、国家安全の観点からの外資の審査に言及されています。このほか、（国家安全の観点に限りませんが）外資参入の制限対象業種について定める外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）もここに位置付けることができます。

(5) 刑法

刑法（79年）においても、スパイ行為や国家秘密窃取、外国と結託して中国の主権や安全に危害を加える行為等についての定めが置かれています。



4 近く制定予定の主な法律

(1) 輸出管理法

安全保障については、大量破壊兵器等の不拡散などの観点から国際的にも特に重視されているのが、軍事転用が可能な物品や技術等の輸出管理（輸出規制）です。日本や欧州、韓国等にも兵器不拡散のための国際レジームに沿った輸出管理制度がありますが、この領域で最も積極的な管理や規制を行っているのは米国です。米国の対中制裁もこうした技術・物品の輸出規制関連が多くを占めています。

中国にも大量破壊兵器不拡散等のための「初歩的」な輸出管理制度はありますが、現在、その大幅な整備と強化が進められようとしています。その基本法となる輸出管理法については、既に商務部による草案（17年）、全人代常務委による1次草案（19年）および2次草案（20年）がパブコメ稿とし公表されており、今年中に制定される見通しです。

草案の議論では、規制対象となる物品・技術の拡大（大量破壊兵器関連だけでなく、日本等と同様、通常破壊兵器関連も対象に）が検討されているほか、米国の規制でみられるような「みなし輸出」規制（中国人や中国法人から外国人や外国法人への技術等の移転）や域外適用規定などが検討されており、その動向に各国や多くの外国企業が注目しています。

(2) 生物安全法

このほか、バイオセキュリティ等に関する生物安全法の制定も進められています。同法の1次草案は19年10月の段階で公開されましたが、その後の新型コロナウイルス問題を経て重要性が一層増し、20年4月には2次草稿がパブコメに付されました。伝染病対策や生物兵器・テロへの対応のほか、遺伝資源や外来種防止・生物多様性保護など幅広く規定されています。

(3) データ安全法

また、データセキュリティの領域では、20年7月にデータ安全法の草案が公表されています。この法律は、民間のデータの収集・保存・利用・取引などの活動におけるセキュリティやデータ保護等を広く対象としつつも、国家安全の観点からのデータ活動の規制や管理が強調され、主管も党の中央国家安全委員会となっています。



5 まとめ

米中間における技術覇権や安全保障の問題が日増しに深刻化する中、中国が、これまで以上に国家安全の観点からの規制や政策を打ち出す可能性は否定できません。日本企業も、こうした法律や規制の動向に細心の注意を払いながら中国ビジネスを進める必要があります。